

「共通化候補(令和7年度選定分)」の検討状況 に係る中間報告(自動車臨時運行許可申請シ ステム～ぴったりサービスへの標準様式登録～)

令和7年12月23日
国土交通省 物流・自動車局自動車情報課

ご依頼事項への対応状況

ご依頼事項

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「共通化候補（令和7年度選定分）」の選定等について（令和7年9月29日事務連絡）

国土交通省は、デジタル庁の協力を得て、令和8年3月末までに、**ぴったりサービスの標準様式プリセットを念頭**に置きながら、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、申請者にとってより便利で使いやすいものとなるよう申請者のニーズ（利用者起点）に留意しつつも、市区町村の負担軽減の観点から、**ぴったりサービスの標準様式プリセットを念頭**に置きながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

推進方針案

地方分権提案の対応方針

令和7年度の地方分権提案を踏まえ、ぴったりサービスに臨時運行許可申請の標準様式をプリセットする。

- 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日地方分権改革推進本部決定案）（抄）

（15）道路運送車両法（昭26法185）及び自動車損害賠償保障法（昭30法97）

臨時運行の許可（道路運送車両法34条）の申請に係る手続については、以下のとおりとする。

- ・市区町村及び申請者の事務負担を軽減するため、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を市区町村に通知した。

[措置済み（令和7年12月18日付け国土交通省物流・自動車局自動車情報課、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当事務連絡）]

推進方針案

○ぴったりサービスに臨時運行許可申請の標準様式をプリセットする。

○事務連絡を発出し、自治体にぴったりサービスの標準様式の利用を呼び掛ける。

○ぴったりサービスの活用状況を確認するとともに、ぴったりサービスがより申請者に使いやすいものとなるよう、自賠責保険証明書の電子提出に関する制度改正を検討する。

令和7年12月18日：標準様式のプリセットを行う旨の事務連絡を発出【済】

令和7年12月25日：標準様式のプリセット

令和8年4月（予定）：自賠責保険証明書の原本提示をPDF等による電子提出で代替することを可能とする（省令改正）

令和8年6月（予定）：標準様式の活用状況について自治体に確認

申請者ニーズ及び市町村の負担軽減

手続きの完全電子化

申請者のニーズに対応するため、以下の措置を講じることで、申請者が来庁せずに手続きを完結できるよう取り組みます。

- 各自治体の判断によって番号標の郵送が可能である旨を明確化（事務連絡に記載済み）
※すべての自治体に一律で郵送等の対応を求める場合、自治体における業務負担が増加する恐れがあることから、郵送の可否は各自治体において業務の実施体制や申請件数を勘案して判断
- 自賠責保険証明書の電子データ等での提出を認めるための省令改正

システムのアクセシビリティ

自治体に対する申請の種類は多岐にわたっており、これらに対応する各システムがバラバラに運用されている場合、申請者は申請の種類ごとにシステムの入り口（HPやURL等）を検索する手間が生じてしまいます。また、自治体職員としても申請方法やシステムの入り口を案内するため業務負担が生じる可能性があります。

この点「ぴったりサービス」は、各自治体の手続きを簡単に検索・申請するためのプラットフォームであり、ここに標準様式をプリセットすることが、システムへのアクセスの観点から最良であると考えます。

申請者ニーズ及び市町村の負担軽減

トータルコストの最小化

独自の申請システムを構築する場合、自治体において、システムのライセンス費用等のランニングコストとして、相応の費用負担が生じてしまう。ぴったりサービスは、自治体の負担軽減の観点から最適。

法人による申請対応

ぴったりサービスはマイナポータル上のサービスですが、本サービスを用いた臨時運行許可のオンライン申請では、マイナンバーカードの利用は必須ではありません。このため、法人による申請の場合は、同法人に所属する個人（代表者や従業員）が申請を行うことでぴったりサービスを用いた電子申請が可能です。

また、上述の自治体の負担軽減の観点も踏まえると、法人による申請を実現するためだけに新たな独自システムを構築するのは合理的ではないと考えます。

先日のヒアリングでご説明申し上げたとおり、法人からの申請については、申請から仮ナンバー交付までの即日性のニーズが強く、それが叶わないオンライン申請のニーズは少ないと認識しています。この点、意見照会の結果を踏まえると、自治体においても同様の認識であると考えています。

(参考：自治体意見 No219)

申請人は法人・個人の区別なく誰でも申請人になれます。申請のほとんどが法人です。法人の場合は、来庁者は従業員でもその法人に対し臨時運行許可証の交付及び許可番号標の貸与をしているわけですから、マイナポータル（ぴったりサービス）を活用したオンライン申請には適さないことから選定候補より見送ることが望ましい。

共通化候補からの除外

- 先日のヒアリングの際にもお伝えしたとおり、国土交通省としては、**臨時運行許可をオンライン化することに対するユーザーのニーズは極めて限定的**であり、また**オンライン化による自治体職員の負担軽減効果も薄い**と認識しております。
- これらの点につき、自治体への意見照会の結果を確認したところ、**同様の意見を持つ自治体が多く見受けられました。**
- 本件は、標準様式のプリセットが地方分権提案として提起されたことを端緒に共通化候補として取り扱われているところですが、前述のとおり**地方分権の対応方針において「措置済み」とされたことも踏まえ、共通化候補から除外ください**ますよう要望します。

《主なご意見》

- 許可証の発行、回収は窓口で行わざるを得なく、窓口での対応時間も短時間のため、電子申請導入のメリットははっきりしない。（No35）
- 当市でも独自の申請システムを導入する直前まで来ている。導入後すぐに共通の申請システムができたのでそれを使いましょうでは、利用者の混乱を招く。（No49）
- ナンバープレートは数が限られていることから、原則、臨時運行許可は使用の前日又は当日に行っております。窓口での受取りとすることで、本来不要である申請（仮申請的な申請）に対する抑止効果が期待されること、対面でない場合、返却に関する意識が低下する懸念があります。（No192）
- 電子申請予約を想定した場合、不明な点や不備について申請者に電話で問合せする必要があるため、自治体の負担軽減に繋がらない可能性がある。（No194）
- 現在は、その場で申請書を作成し即時交付及び貸与していたものが、市区町村は申請者がオンライン申請したか等を確認する手間が増え、申請者はそのことにより現在の事務処理による待ち時間より、オンライン申請をした方が待ち時間が増える可能性があるので、市区町村及び申請人にとって当事者双方の利益につながる可能性が低いことから選定候補より見送ることが望ましい。（No220）
- 申請の大半は市内及び近隣市在住者であり、オンライン申請を可能としたところで、来庁の手間が大きく削減されるわけではないと考えます。加えて市町村にとって、手数料等の徴収や許可証等の送付の手間が増えることになると推測します。（No281）